

令和6年度第6回 別府市公共交通活性化協議会 会議要旨

日 時	令和6年10月24日(木) 10:30~11:40
場 所	別府市役所 5階 大会議室
出席者 (委員)	阿部 万寿夫、東 欣哉、大賀 良久、荒巻 良考、望月 郁男、山口 巧、大平 順治、河野 龍児、久保山 久美子、稲積 京子、藤木 淳史、小島 仁、山田 和洋、谷川 征嗣、百田 鉄志、山内 佳久、谷原 一心、大井 尚司、田原 裕之、倉原 浩志、日置 伸夫、田辺 裕、安部 政信 ※委員23名中 出席19名(うち代理3名、リモート0名) 欠席4名
議 事	第1号議案 週末の夜間における繁華街の移動手段の確保について 第2号議案 北部地域における早朝及び夜間のタクシー不足の解消について そ の 他 湯けむりライドシェア(扇山)ほか2項目について(報告)
<p>■第1号議案 週末の夜間における繁華街の移動手段の確保について</p> <p>第5回協議会から継続審議となっている上記議案について、事務局から経過説明及び道路運送法第78第2号での公共ライドシェア(湯けむりライドシェア)の導入について提案。</p> <p>(説明・提案後の意見・質疑応答等については次のとおり。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 夜間における繁華街の移動手段について、福祉車両の導入計画等はあるか。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ リフター付きの福祉車両2台を活用予定である旨回答。 ➢ 福祉車両に車いす利用者は何名乗れるか、またどのあたりで乗降可能か。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 車いす利用者は1台あたり1名、乗降場所はある程度平坦でないとい車いすでの乗降が難しいことから、別府トキハ前などが選択肢となることが想定される旨回答。 ➢ 配車アプリを使用するとのことだが、タクシーとライドシェアの乗り間違いなどは生じないか。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 今回提案しているアプリはライドシェア専用のもので、これによりタクシーを呼ぶことはできないので、そのような事態は生じない旨回答。 ➢ 普通のタクシー利用者が、タクシーと間違えてライドシェアの車両を止めるようなことはないか。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ ライドシェアはあくまでアプリで呼ばれた時しか運行せず、流しはしない旨回答。 ➢ 障がい者割の検討状況はいかがか。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 関の江循環線と同様、障がい者ご本人は通常の方と同額の料金、その介助者は無料とする予定である旨回答。 ➢ 2号公共ライドシェアについて議論しているが、別府のタクシー事業者が各社1台計8台を導入して、3号での日本版ライドシェアを実施することが決まっている。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 市としては、事業者に日本版ライドシェアを実施してもらえるのであれば、2号での公共のライドシェア(湯けむりライドシェア)の導入を強行するものではない旨回答。ただし、福祉車両の導入については検討してもらうよう依頼。 ➢ 福祉車両については、各社がそれほど多くの車両を持ち合わせておらず、非常に難しいところがある。ただし、市役所の福祉車両を借り受けて、各社順次交代で運行するという事は不可能ではないだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 障がい者が年末年始繁華街で楽しむことができるよう、車いす利用者への対応改善を依頼。 	

【審議結果】

- ◎ タクシー事業者による道路運送法第78条第3号での日本版ライドシェア導入を確認できたことを受け、車いす利用者の移動手段の確保に向けた改善を求めた上で、第1号議案の第2号での公共ライドシェア導入については一旦取り下げ、事業者と市で引き続き協議していくこととなった。

■第2号議案 北部地域における早朝及び夜間のタクシー不足の解消について

第5回協議会から継続審議となっている上記議案について、事務局から経過説明及び道路運送法第78条第2号での公共ライドシェア（湯けむりライドシェア）の導入について提案。

（説明・提案後の意見・質疑応答等については次のとおり。）

- 北部地域におけるライドシェアの導入についても、福祉車両導入計画等の考え方は同様か。
 - ☞ そのとおりで、南部地域以上の福祉車両2台を準備して対応する予定である旨回答。
- 夜間については3号ライドシェアを導入するという話が進んでおり、タクシー事業者2社が各1台計2台を導入して3号での日本版ライドシェアを実施することがほぼ決まっている。
 - ☞ 夜間の3号の提案についてはありがたく思うが、早朝等の移動ニーズに伝えてもらっていないと考えられることから、第2号議案の2号での公共ライドシェア導入については、保留して継続協議とさせていただきたい旨回答。
- 車いす利用者の輸送については、ライドシェアよりもむしろ福祉有償運送で車いす専用車両を使った方が良いのではないか。
 - ☞ 福祉有償運送は福祉に限定した移動手段であるため、一般の方が乗れない。費用対効果を最大限に発揮させるため、別府市としては福祉有償運送については考えていない旨回答。
- 車いす利用者への対応は、十分な訓練を受けてその対応方法などを身に着けた者でないと難しく、誰もが簡単に乗せられるものではないということを理解願いたい。
 - ☞ （車いすを利用している委員から）移動手段の確保は、私たちの命に直結しているというところもあるので、できるだけ多くの選択肢がほしい。私たちが研修に関わりながら情報提供などを行うので、技術等を身に着けていただければと思う。
- アプリの導入にあたり、行政から事業者に対して何らかの支援はできないのか。検討されたのか。
 - ☞ 3号での日本版ライドシェアを実施してもらえるのであれば、イニシャルコストについて市が一部補助するという事は考えられる。

【審議結果】

- ◎ 夜間の移動手段については、タクシー事業者による同法第78条第3号での日本版ライドシェア導入が確認できたため、夜間についての2号での公共ライドシェア導入は取り下げる。ただし、早朝の移動ニーズへの対応や車いす利用者の移動手段の確保に向けた改善などの課題が残っていることから、第2号議案については保留とし、継続協議していくこととなった。

■その他(報告事項)

- (1) 湯けむりライドシェア（扇山）の協議開始について
- (2) 湯けむりライドシェア（南部循環線）における住民アンケート及び意見交換会の開始について
- (3) 「地域公共交通をめぐる最新の動向」と題するセミナーの開催について